

船舶事故調査報告書

平成28年12月15日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

|                                  |  |
|----------------------------------|--|
| 事故種類                             | 衝突   |
| 発生日時                             | 平成28年5月3日 08時45分ごろ   |
| 発生場所                             | 北海道函館市函館港第5区<br>函館港島防波堤灯台から真方位275°950m付近<br>(概位 北緯41°47.7′ 東経140°40.9′)  |
| 事故の概要                            | 護衛艦いずもは、入航中、また、引船さくらは、操船支援中、両船が衝突した。   |
| 事故調査の経過                          | 平成28年5月6日、主管調査官（函館事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済  |
| 事実情報<br>船種船名、総トン数<br>船舶番号、船舶所有者等 | A 護衛艦 いずも、19,500トン（基準排水量）<br>183（艦船国籍証書の番号）、防衛省<br>B 引船 さくら、199トン<br>142298、函館ポートサービス株式会社  |
| 乗組員等に関する情報                       | A 艦長A、運航1級（防衛省基準）<br>B 船長B、四級（航海）  |
| 負傷者                              | なし   |
| 損傷                               | A 左舷船尾部銃座に凹損を伴う擦過傷等<br>B マスト基部曲損、レーダースキャナー損傷等  |
| 気象・海象                            | 気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 1、視界 良好<br>海象：海上 平穏  |
| 事故の経過                            | A 船は、艦長Aほか554人が乗り組み、左舷側にB船を含む3隻のタグボートを配置し函館港第5区を約3ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で北進した。<br>A 船は、3隻のタグボートに約3knでえい索を取ることができるかどうかを無線で聞き、それぞれのタグボートから「取ることができる」旨の回答を得た後、港口に向けて右転を開始したところ、左舷船尾部に張り出していた銃座（以下「本件銃座」という。）とB船のマストとが衝突した。<br>B 船は、船長Bほか4人が乗り組み、船長B及び甲板員1人が操舵室に、3人の乗組員が船首部にそれぞれ配置につき、A船の船尾を右舷側から左舷側に回り込んでいた際、A船から約3knでえい索を取ることができるかどうかを無線で聞かれ、前日、A船の所属する地方総監部から、A船を押し際は艦と直角方向に押すようにとの指示を思い出し、えい索を取る際もA船に対して約90°の角度を保つものと思い、無線でえい索を取ることができる旨を回答後、実際にえい索を取れるか試すためA船に接近した。 |

|                  |   |
|------------------|---|
|                  | <p>B船は、A船に対して約90°の態勢を保ちながら約10mまで接近したところ、船長Bが船首部に配置していた乗組員からB船のマストと本件銃座との距離が近い旨の合図を受け、急いでA船から離れようとしたものの、マストと本件銃座とが衝突した。</p> <p>A船は、艦橋が飛行甲板の右舷側に配置されていて、飛行甲板が死角となり、左舷船尾付近に接近するB船を視認することはできなかった。</p> <p>船長Bは、A船の外板に本件銃座と同様に舷側から張り出した構造物が多数設置されているのを認めたものの、A船の左舷船尾付近に配置するよう指示された際、地方総監部及びA船から注意事項がなかったため、A船に接近しても、B船のマストが本件銃座に当たることはないだろうと思った。</p> <p>船長Bは、B船のマストが本件銃座より高いことを本事故後に知った。</p> <p>本件銃座の床面の水面上高さは約12m、B船のマスト先端の水面上高さは約14.3mであった。</p> |
| <p><b>分析</b></p> | <p>B船は、函館港第5区において、A船の操船支援中、船長Bが、B船のマストが本件銃座に当たることはないと思い、B船のマストと本件銃座の高さを確認しなかったことから、A船に接近中、B船のマストと本件銃座とが衝突したものと考えられる。</p>  |
| <p><b>原因</b></p> | <p>本事故は、函館港第5区において、B船がA船の操船支援中、船長Bが、B船のマストが本件銃座に当たることはないと思い、B船のマストと本件銃座の高さを確認しなかったため、A船に接近中、B船のマストと本件銃座とが衝突したものと考えられる。</p>  |
| <p><b>参考</b></p> | <p>A船は、本事故後、タグボートを操船支援で使用する際、次の措置を採ることとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・タグボート配置前に、本件銃座に見張り員を配置させる。</li> <li>・タグボートには、えい索を取るとき以外は接近しないよう事前に伝えるとともに、より細かに情報提供を行い、自船の速力、転舵状況等も逐一伝える。</li> </ul> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・タグボートは、張り出した構造物を有する船舶の操船支援を行う際は、自船のマストの水面上高さや張り出した構造物の水面上高さを事前に把握しておくこと。</li> </ul>   |